八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第五項に規定する認定発電設備を除く。）その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備であって、当該組合の組合員の需要に応ずるための専用の設備として新たに設置するものに限る。この号及び次条第一項第三号において同じ。） イ　非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。） ロ　電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項	
第三条　［略］ 一・二　［略］ 三　共同して設立した組合（長期にわたり存続することが見込まれるものであって、当該組合の組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。）の組合員である者の需要 イ　非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。） ロ　電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項 2　前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあっては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。 3　［略］	**第三条**　［略］ 一・二　［略］ ［新設］ 2　前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 3　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。